取扱区分:「公開」

令和6年第4回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年4月10日 (水) 10時00分

於:周南市役所 多目的室

令和6年第4回

周南市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年4月10日(水) 午前10時16分 ~午前10時44分
- 2 場 所 周南市役所 多目的室
- 3 出席者等
 - (1) 出席委員 16人

1番 林 俊 2番 歳 光 時 正 3番 邦 4番 重 永 正 人 野 村 幸 5番 佐 伯 伴章 6番 쑢 井 保 雄 7番 内 邦 9番 治 河 雄 佐 伯 信 11番 貞 啓 子 12番 藤 井 孝 秋 Щ 敏 市川 進 13番 下 彦 15番 16番 馬 俊 雅 兼 重 智 有 17番

18番 田 中 榮 作 19番 白 石 純 治

(2) 欠席委員 3人

8番 藤 原 典 子 10番 髙 橋 恵

14番 瀧 山 美智子

(3) 事務局職員 4人

局 長 中山 浩 毅 次長補佐 神 本 和 典 書 記 重 岡 のぞみ 書 記 Ш 崎 絵 美

(4) 関係部署職員 9人

産業振興部 部 長 荒 美 雅 丈 産業振興部農業振興課 課 長 菅 田 浩 司 産業振興部農業振興課 課長補佐 浜 憲 白 産業振興部農業振興課 農政担当係長 堀 熊 純 産業振興部農業振興課 担い手支援担当係長 仁 松 田 康

産業振興部農業振興課 道の駅リニューアル推進室長補佐

第 1

第 2

第3

報告第27号

潮 \mathbf{H} 甲子朗 産業振興部農林整備課 課 長 福 本 英 生 産業振興部農林整備課 農林整備担当係長 長 富 誠 (5) 傍聴人 なし 4 議事日程 議事録署名委員の指名 議決事項 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件 議案第17号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について 1件 議案第18号 令和6年度周南市農業委員会事業計画の策定につい 1 件 7 報告事項 報告第21号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の 9件 届出について 報告第22号 農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29 条の規定による農地の転用の制限の例外としての届 1 件 出について 報告第23号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転 1 件 用のための権利移動の届出について 報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転 11件 用のための権利移動の届出について 農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53 報告第25号 条の規定による農地等の転用のための権利移動の制 4件 限の例外としての届出について 報告第26号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人 2件 の報告について

地であることの報告について

報告第29号 令和6年度の周南市農業委員会の予算について

報告第28号 現況が農地でないことの証明等について

非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農

7件

2件

1件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、周南市農業委員会事務局の人事異動について、ご報告いたします。

【人事異動報告】

職員1名

【あいさつ】

中山事務局長

次に、農業振興課及び農林整備課の職員をご紹介いたします。 初めに、荒美産業振興部長より、ご挨拶いただきます。

荒美部長

【あいさつ】

中山事務局長

ありがとうございました。

荒美部長は、ここで退席となります。

次に、菅田農業振興課長より、農業振興課職員の紹介と令和6年 度の農業振興課予算の概要につきまして、ご説明いただきます。

菅田課長

【あいさつ】

職員5名

【あいさつ】

菅田課長

【令和6年度農業振興課予算の概要説明】

中山事務局長

ありがとうございました。

次に、福本農林整備課長より、農林整備課職員の紹介と令和6年 度の農林整備課予算の概要につきまして、ご説明いただきます。

福本課長

【あいさつ】

職員1名

【あいさつ】

福本課長

【令和6年度農林整備課予算の概要の説明】

中山事務局長

ありがとうございました。

農業振興課及び農林整備課の職員は、ここで退席となります。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中16人で、周南市農業委員会総会

会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、8番・藤原典子委員、10番・髙橋恵委員、 14番・瀧山美智子委員の3人で、周南市農業委員会総会会議規則第 5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたしま す。

恐れ入りますが、正誤表を配付しておりますので、よろしくお願いします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。 それでは、議長よろしくお願いします。

開会(午前10時16分)

議長(山下会長)

それでは、ただ今より令和6年第4回、周南市農業委員会総会を 開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員 会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議 長より指名することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議長より指名いたします。

1番・林俊一委員、2番・歳光時正委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

最初の議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の番号1番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定による議事参与の制

限より、15番・市川進委員が議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

市川委員退席

(委員1名退席)

それでは、議案第15号、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページの議案第15号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が1,051平方メートルの農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は遠隔地に居住しているため 譲り渡すものです。

譲受人は、利用権により申請地で水稲を耕作しており、譲渡人からの申出により取得するものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、 全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの 許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、当事者である地区担当農業委員に代わり林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

1番林委員

1番、林です。

議案第15号番号1番について補足説明をいたします。

去る、3月24日に推進委員2名と事務局職員で現地確認いたしました。

後日、譲渡人とは電話で、譲受人とは直接お会いして意思確認を しました。

申請地は昨年も水稲を作付けされており、耕されてきれいに管理

されておりました。

譲渡人は遠方のため、長年預けている譲受人に譲ることにしたそうです。

譲受人は長年預かっている田を、譲渡人から譲りたいとの希望に より譲り受けることにしたそうです。

申請地は、現在、ほ場整備の話が進んでいる区域内でもあります。 譲受人は農機具等も完備されており、何ら問題ないと思われます ので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長(山下会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第15号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第15号、番号1番は、許可と決定い たします。

市川委員は、ご着席ください。

(委員1名着席)

続きまして、議案第15号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が161平方メートルで、 申請譲受人が購入予定の住宅の近隣の農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は遠隔地に居住しており農地

の管理が難しいため譲り渡すものです。

譲受人は、キャベツやナスなどの露地野菜を栽培するため譲り受けるものです。

申請地は遊休農地で、荒れた状態の農地を耕作可能な農地に復元 し営農するため、周南市農業委員会全部効率利用要件の確認に係る 事務処理要領第2条第4号に規定する農地復元計画書が提出されて います。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、 全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの 許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの 現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

3番野村委員

3番、野村です。

議案第15号、番号2番について説明します。

3月23日に、事務局職員と現地確認をしました。

申請地は、しばらく耕作されていませんが、マルチが張ってあり、 撤去すればすぐに畑として利用できる状況です。

譲受人は近くに住宅を購入し、野菜を栽培し、自家用又は直売所 に販売する予定です。

営農計画書、申請書、調査項目に従い調査しましたが、問題はないと思われます。

譲渡人、譲受人とは電話にて確認しております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(山下会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第15号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第15号、番号2番は、許可と決定い たします。

次に、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に ついて」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

2ページの議案第16号は、1議案2件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パ ネル設置面積433.99平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもの で、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、管理が困難となったことなどから、譲受人に譲り渡す ものです。

申請地は、菊川中学校から南東へ約1,000メートルに位置し、所在、 地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用 計画図は、参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で 第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書 など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長(山下会長) ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの

- 8 -

現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

神本次長補佐

重永委員

4番重永委員

4番、重永です。

議案第16号番号1番について補足説明をいたします。

去る3月26日、推進委員、事務局職員と共に現地を確認し、翌27日に譲渡人と双方の代理人である行政書士に電話で確認をいたしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請地は市道に平行し用水路を挟んで接している農地です。

ここ数年は休耕状態で、年数回草刈りをされており、確認時も保 全管理がされていました。

しかしながら、高齢で管理も難しくなっており、後継者もいない ことから譲受人に売却することにしたとのことです。

譲受人は、太陽光発電業者で日当たり等の諸条件がよい適地を探していたところ、休耕している農地があったため、購入することにしたもので、発電施設を設置後は定期的に草刈りを行うとのことです。

申請地の周辺農地は全て休耕地となっており、設置による影響はないと考えます。

なお、隣接地の土地所有者や耕作者への事前の周知や訪問による 説明は行っているとのことですが、改めて、地元住民等の了解に漏 れがないように代理人に伝えました。

そのほか、調査項目表に沿って調査いたしましたが、問題はない と思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号1番について質疑を行いま す。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

議長(山下会長)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号、番号1番は、許可と決定い たします。

続きまして、議案第16号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐 番号2番についてご説明いたします。

> 申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地に地上権を設 定し、パネル設置面積351.32平方メートル、パネル枚数136枚を設置 するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

> 譲渡人は、管理が困難となったことなどから、譲受人の地上権の 設定に応じたものです。

> 申請地は、周南市向道支所から南東へ約320メートルに位置し、所 在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利 用計画図は、参考資料の6ページから9ページのとおりです。

> 農地区分は、周南市の支所からおおむね300メートル以内の農地で 第3種農地に該当します。

> 土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書 など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地 調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

秋貞委員

11番、秋貞です。 11番秋貞委員

議案第16号番号2番について補足説明をいたします。

鹿野地地区で、芝桜会場内にある農地で、太陽光発電設備の設置 としては珍しく、地上権を設定されるとの申し出がありました。

貸付人、借受人ともに遠方に居住されており、貸付人とは4月5日に電話で確認いたしました。

雑種地で所有されることになるため、貸付人には税金があがることは了承されておりましたが、なぜ地上権設定をされるのかを尋ねますと、いずれ所有権は渡すことになるけれど、太陽光設置の工事を行う借受人とは別の会社になるため地上権の設定にされたとのことでした。

借受人は全国的に太陽光発電設備の工事を行っており、申請時は 地上権設定にしておられるそうです。

太陽光発電を設置後、草刈りなどが行われず、景観を損なっている所も多く見られ、鹿野地地区においては特に芝桜で地域おこしを地区をあげて行っているので、景観を乱すことはやめてほしいとの要望が出ております。

地元住民の理解を得るために説明をしてほしいと何度もお願いしましたが、遠方からのため、4月9日に自治会長への電話での説明をされたようです。

貸付人、借受人とも離れた場所での契約で、実際、景観を損なわすに維持できるかを確認したところ、月に一度は草刈機持参で点検に来ますとの約束をして頂きましたので、ご審議をお願いいたします。

最後に中山間地区で地域おこしを行う場合、地元を離れた人が農地を相続しても、手をかけることもなく、手放すことを望まれる状況が増えてくると、地域おこしも途中であきらめることになってしまうので、それを防ぐ条例を作ってほしいとの要望が地域おこし団体よりありました。

以上で説明を終わります。

ありがとうございました。

議長(山下会長)

それでは、議案第16号、番号2番について質疑を行います。 ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号、番号2番は、許可と決定い たします。

次に、議案第17号「令和6年度最適化活動の目標の設定等につい て」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

3ページの議案第17号について、ご説明いたします。

議案第17号別紙1、別紙2をご覧ください。

これらは、農林水産省の通知「農業委員会による最適化活動の推 進等について」の規定により作成したもので、別紙1の「令和6年 度最適化活動の目標の設定等」は、3月11日開催の委員全員協議会 でご協議いたしました数値に必要な修正を加え、農地の集積、遊休 農地の解消及び新規参入の促進ごとの最適化活動の成果目標並びに 活動目標を設定しています。

別紙2の「地区ごとの令和6年度最適化活動の目標の設定等」は、 地区ごとで農地の集積、遊休農地の解消及び新規参入の促進に係る 目標数値を設定しています。

今後、山口県農業会議の確認を受けた上で、公表及び県知事等に 報告することとなります。

以上でございます。

議長(山下会長) ただ今の議案第17号につきまして、質疑を行います。

中山事務局長

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思います。

このことを踏まえ、議案第17号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第17号は、承認することに決定いた します。

続きまして、議案第18号「令和6年度周南市農業委員会事業計画 の策定について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

3ページの議案第18号について、ご説明いたします。

別紙のとおり、「令和6年度周南市農業委員会事業計画」をまとめましたので、本事業計画を策定することにつきまして、ご審議を求めるものです。

本文は3ページから始まりますが、3ページ、4ページでは、本 市の農業及び農業者の公的代表機関として事業展開するにあたって の基本方針及び6つの事業方針を述べ、4つの重点事項を記載して います。

5ページから7ページは、会議の開催・出席として総会の日程等 の組織運営に関することを記載しています。

7ページから20ページが、メインの活動計画で、先にお伝えした 基本方針、重点事項のもと、(1)農地等の利用の最適化を推進する 活動、(2)地域計画の策定に向けた協力、(3)農地法等関係活動、

(4)組織活動、(5)研修活動、(6)情報提供活動、(7)日常活

中山事務局長

動、(8) その他の活動、を実行する計画としています。

21ページは、年間活動計画表として主要事業のスケジュールを記載し、参考として、22ページに農業委員会に係る条例・規則・規程・要綱・要領の一覧を、最後の23ページに農業委員会の組織図を掲載し、全体として「事業計画」としております。

以上でございます。

議長(山下会長)

それでは、ただ今の議案第18号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任をいただきたいと思います。

このことを踏まえ、議案第18号について、採決を行います。

承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号は承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第21号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の 届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

4ページから6ページの報告第21号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は9件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしま したので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長 (山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第21号を終わります。

続きまして、報告第22号「農地法第4条第1項第8号及び農地 法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての 届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

7ページの報告第22号は、許可は要しないとされているもので、 農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は1件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専 決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第22号を終わります。

続きまして、報告第23号「農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページの報告第23号は、山口県が施行する公共事業のために必要とする農地等を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、1件で、河川災害復旧工事のための一時転用です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専 決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で報告第23号を終わります。

続きまして、報告第24号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9ページから11ページの報告第24号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、11件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専 決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第24号を終わります。

続きまして、報告第25号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページから13ページの報告第25号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、4件です。

すべて農地法施行規則第53条第15号に規定された周南市が行う 災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専 決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第25号を終わります。

続きまして、報告第26号「農地法第6条第1項の規定による農地 所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページの報告第26号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は2件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第 2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役 員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第26号を終わります。

続きまして、報告第27号「非農地判断施行前に非農地扱いとした 土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお 願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第27号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした 土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃 農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市 農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地 判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報 告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望 のあった7件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理し

ていましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第27号を終わります。

続きまして、報告第28号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページの報告第28号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は2件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第28号を終わります。

続きまして、報告第29号「令和6年度周南市農業委員会の予算について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

17ページの報告第29号は、令和6年度周南市予算が成立しましたので、別紙のとおり、周南市農業委員会の予算について、ご報告いたします。

歳出の主なものは、別紙の2ページの中ほどの、農業委員会委員

報酬及び農地利用最適化推進委員報酬で、前年度実績に基づいて計 上したものです。

また、下のほうの、印刷製本費34万8千円と手数料16万円は、昨年9月に創刊した「しゅうなん農業委員会だより」1回の発行に関するものです。

タブレット端末の不足分については予算化されませんでしたが、 次年度に向けて、引き続き予算要求を行ってまいります。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第29号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和6年第4回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

閉会(午前10時44分)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年4月10日

周南市農業委員会

議長(会長) 山下敏彦

署名委員 林 俊 一

署名委員 歲光時正